

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>本業務は、県産米の認知度向上及び海外販路の開拓を目的として岐阜県産米の品質、特性その他の優位性を的確に整理・発信することにより、海外の飲食店及びバイヤー等に対し「ぎふの米」を選択してもらう取組を推進するものである。</p> <p>昨年度に設立した「ぎふの米輸出拡大生産者研究会」と連携し、台湾の日本産米輸入事業者の意見を踏まえ、現地百貨店等において県産米のプロモーションを実施するものである。</p> <p>本事業の遂行にあたっては、県内生産者の生産実態や意向を十分に理解したうえで台湾におけるPR実績を有し、かつ、台湾の百貨店と円滑な調整・交渉を行うことができる専門的な知見及びネットワークを有する事業者であることが不可欠である。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>「(株)ジェック経営コンサルタント」(以下、ジェック社)は昨年度から本県の地域商社育成事業を受託しており、県が台湾向けに育成する唯一の商社である。県内生産者からの台湾向け輸出に関する相談対応を行うとともに、展示会に出展するなど、県産農産物の海外展開に関する具体的な実績を有している。</p> <p>また、同社は、昨年度台湾市場の県産米輸出拡大調査委託業務を受託し、台湾における米の流通販売における市場の特性と消費の傾向等の調査に加え県産米輸出拡大に係る提案を行った実績を持つ。</p> <p>このように、ジェック社は県内生産者との信頼関係を基盤とした調整力、台湾市場に関する専門的知見、並びに現地飲食店及びバイヤー等とのネットワークを併せ持ち、当業務を一体的かつ効果的に遂行するために必要な能力及び実績を有する。</p> <p>以上のことから、本業務の相手方は、ジェック社において他にない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。